議案第４９号

三芳町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

三芳町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。

令和８年１１月１６日提出

三芳町長　　林　　伊　佐　雄

提案理由

乳児等通園支援事業の実施にあたっては、本来、事業の運営に関する基準について市町村の条例において定めるものとされているが、令和９年３月３１日を期限とした経過措置により、国が内閣府令で定める運営基準を町の条例基準とみなして運用している。このみなし適用期間の終了に伴い、本条例を制定したく、提案するものである。

# 三芳町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第５４条の３において準用する法第４６条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（運営に関する基準）

第３条　特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和７年内閣府令第９５号。同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。